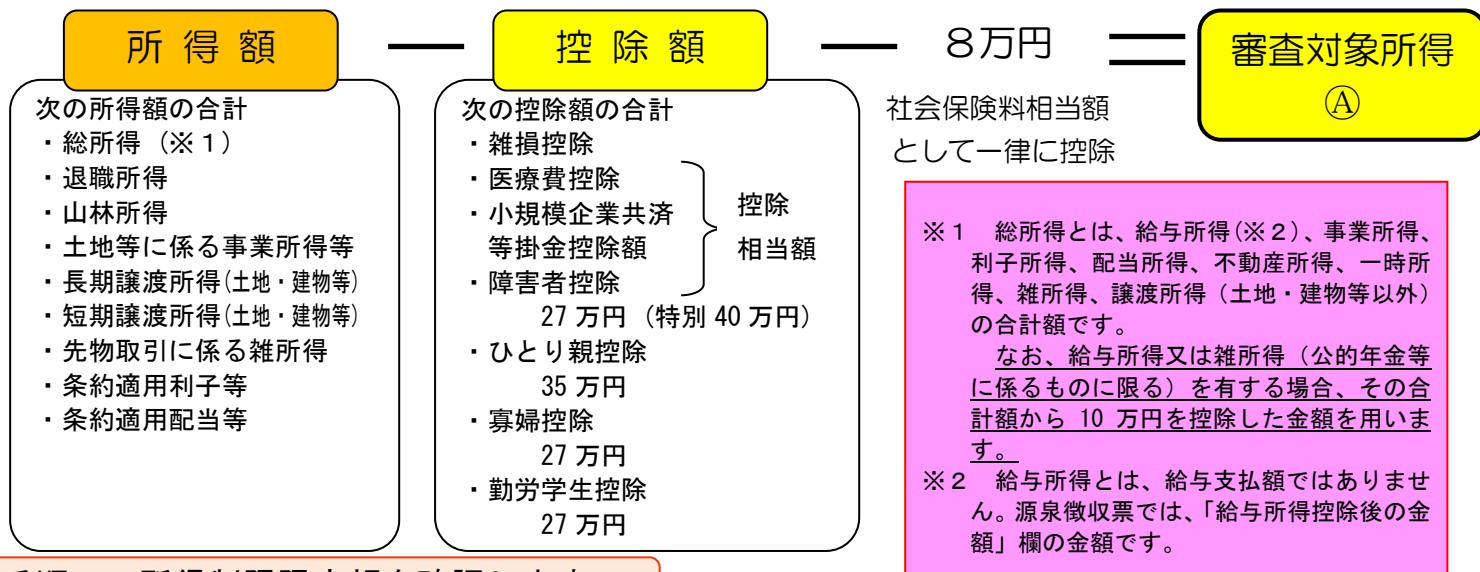




【審査対象となる所得とは】

- (1) 請求者（受給者）本人の所得が対象です（世帯の所得ではありません。）。
 ※ 父母ともに所得がある場合等は、生計を維持する程度が高い方（原則として所得が高い方）が請求者（受給者）となります。
- (2) 1月～5月分までの児童手当等は前々年の所得、6月～12月分までの児童手当等は前年の所得が対象です。
- (3) 各年の1月1日現在広島市以外にお住まいだった方（住民税が広島市以外から課税される方）は、そのお住まいだった市区町村長が発行した所得証明書（上記(2)の所得、控除額、扶養親族等の人数が記載されたもの）を提出してください。ただし、マイナンバー制度による情報連携により確認できるときは、省略することができます。

手順1 審査対象所得を計算します。

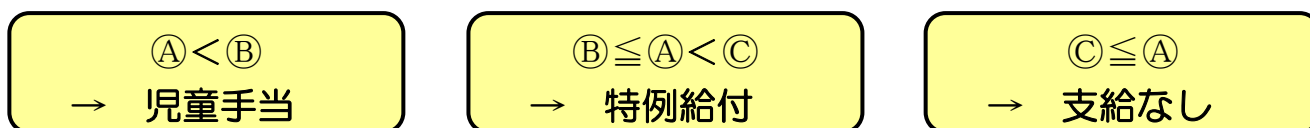


手順2 所得制限限度額を確認します。

扶養親族等の数	所得制限限度額 ⑥		所得上限限度額 ⑦	
	所得額（万円）	収入額（万円） （給与所得者の目安）	所得額（万円）	収入額（万円） （給与所得者の目安）
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

- ・ 扶養親族等の数は、1月～5月分の児童手当等は前々年の、6月～12月分の児童手当等は前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
- ・ 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

手順3 審査対象所得⑥と所得制限限度額⑥・所得上限限度額⑦を比べて、支給額が決まります。



児童の年齢	児童手当の支給月額
3歳未満	一律15,000円
3歳から 小学校修了前まで	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

児童の年齢	特例給付の支給月額
3歳未満	一律5,000円
3歳から 小学校修了前まで	
中学生	